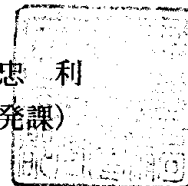


広 整 市 第 5 1 号
平 成 1 7 年 7 月 8 日

広島市監査委員 様

広島市長 秋 葉 忠 利
(都市整備局市街地再開発課)



平成15年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への
対応結果について (報告)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



監査対象 出資団体に係る出納その他の事務の執行状況

項目 I 広島市土地開発公社

(7) 広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業施行地区内公共施設整備事業用地

主管課 都市整備局市街地再開発課

意見の要旨

(7) 広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業施行地区内公共施設整備事業用地
再取得の早期化の検討について

広島市による再取得が実施されるまでは金利負担が生じることに加え、広島市土地開発公社自身が市街地再開発組合の組合員として残ることに合理性はないため、当該事業用地については全体のプロジェクトの進ちよく状況にかかわらず、広島市による再取得の早期化ができないかを再検討する必要があります。

対応結果

広島市土地開発公社の長期保有土地の問題などについて、関係部局長を委員とする「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」において、その対応策を検討し、「土地開発公社長期保有地の取扱方針」を平成17年3月に策定した。

当該用地は、市街地再開発事業の進ちよくに合わせて、権利変換計画認可までに再取得することになっていたが、この方針に基づいて、広島市土地開発公社の利息負担軽減を図るため、平成17年4月1日に再取得した。